

## 二当事者対審制度における法廷弁護人の役割

——依頼人および裁判所に対する責務——

デレク・A・ウッド\*

伊藤壽英\*\*, 竹内雅俊\*\*\* 共訳

〈注記〉

本稿は、2015年9月30日、中央大学法科大学院において開催されたデレク・A・ウッド弁護士の講演“Advocacy in an Adversarial System: Duty to the Client and Duty to the Court”の内容を訳出したものである。ウッド弁護士は、現在、29名の法廷弁護士を擁するファルコン（Falcon）法律事務所を率いて、不動産等の財産法分野の実務において名声を確立しており、『仲裁実務ハンドブック（第2版改訂版）』の編著者でもある<sup>1)</sup>。その一方で、法曹養成にも深く関係しており、2007年から2年間、弁護修習コース（Bar Vocational Course. 2010年からはBar Professional Training Courseという名称に変更された）の検討ワーキンググループ委員長となっている。また、本学創立者の増島六一郎が留学したミドル・テンプル法曹学院では、2006年度の評議員会会長（Treasurer）に選出され、2011年からはミドル・テンプル法曹会会長にも就任されている。（伊藤壽英）

### 本講演の目的

イギリス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、香港、シンガポールその他のコモン・ロー諸国における裁判の仕組みは、二当事者対審制度（adversarial system）というように形容されます。国際的な分野、とりわけ、商事法や仲裁の分野で活躍することを望む法律家は、同分野の実務やニーズ、職業倫理を理解して

---

\* Derek Alexander Wood, CBE, QC. (イギリス勅撰弁護士)

\*\* 中央大学法科大学院教授

\*\*\* 高崎経済大学非常勤講師

おく必要があります。また、二当事者対審制度がどのように機能しているかということを理解することは、異なる法制度（たとえば大陸法）において学修し、実務を行っている法律家にとっても有益なものとなります。なぜならば、それによって、自らの法制度における法の運用がどれほど異なるアプローチとなっているか、その長所と短所を考えさせてくれるからです。この講演の目的は、コモン・ロー圏において実務を行う法律家が知っておくと同時に、従わなければならない基本的な法の諸原則、法実務、法曹倫理を、皆さんにお伝えすることにあります。

## 二当事者対審制度の特徴——陪審制度および弁論主義

二当事者対審制度のもっとも根本的な特徴は、訴訟の当事者もしくはその代理人が主張している、相互に対立し、相反する事実を、裁判所や法廷が中立的な立場から審理するという点です。その事案の結論は、対立する主張のうちどちらがもっとも説得力を有するかに関する裁判所の判断によって決定されます。二当事者対審制度においては、必要な調査を実施することや、審理のために主張事実を準備することは、当事者の責任であって、裁判所の任務ではないとされています。そして、裁判所は、中立の審判者として、両当事者の主張を審理することになります。両当事者が互いに主張を尽くした時点で、裁判所はその最終判断を宣言することになります。両当事者間のこのようなやりとりは、対抗的であり、時として敵対的なものとなります。

このような二当事者対審制度は、したがって、裁判所がより中心的な役割を担うヨーロッパ大陸の成文法主義に基づくシステムとは対照的なものとなっています。大陸法では、裁判所が職権で証拠調べを行い、裁判所がどの証人を召喚するか決し、あるいは、時として、厳格な制限のもとではありますが、裁判所が職権で探知した証拠資料に対して、代理人弁護士の異議申立を認める場合があります。このように、同じ代理人弁護士でも、たとえばニューヨークの裁判所における役割とイタリアの裁判所におけるそれでは、まったく異なっているのです。

二当事者対審制度における審理の典型例は、陪審員の面前で行われる公判手続です。法廷は裁判官が中心となって運営されます。陪審員は、国によっては少なくなるころもありますが、通常、12人の市民から選任されます。刑事事件では、被告人代理人によって、起訴陪審に付されます。被告人の代理人は、提示された証拠に対して異議をとる。さらに、被告人を含む証人を、反対尋問のために召喚することができます。そし

て、両当事者の代理人は、陪審員に対し、最終弁論を行います。国によっては、両当事者の主張を裁判官が整理する場合があります。そして、本案は、申し立てられた罪状について、被告人が有罪か無罪かを決定すべく、陪審員に委ねられます。ここでの検察の責務とは、被告人が有罪であることについて、合理的な疑いの余地がないまでに陪審員を納得させることでもあります。かりに陪審員の心証に合理的な疑いが残る場合には、無罪の評決を下さなければなりません。

したがって、検察側の任務は、そのような疑いを除去することにあるといえます。被告人の代理人は、被告の無実を証明する必要はありません。むしろ、被告人の代理人としては、検察側が主張したことに陪審員が抱いているであろう合理的な疑いを強調することが重要なのです。刑事手続における裁判官の役割は、訴訟が公平かつ法に則って行われることを担保することです。裁判官は、審理の過程で生ずる法律上または手続上の問題すべてについて判断し、陪審員に説示することになります。しかし、最終的な結論は、あくまで両当事者の主張を審理した陪審員の判断に委ねられるのです。

以上のような仕組みは、陪審員のいない商事上、財産上または一身上の紛争に関する訴訟手続すべてにおいても同様であります。両当事者は、争いのある事実について、事前に、自らの主張を書面として準備しておく必要があります。これらは、申立書もしくは訴答書面と呼ばれています。これらは弁論の目標を定めるものとなります。裁判官の役割は本質的には刑事訴訟におけるそれと同様です。すなわち、裁判官は中立的な立場の聞き手として、陪審員としての役割も担うのです。どの証拠を用いるか、また、何を法律上の争点とするかは、両当事者が判断します。裁判官は、憲法上、法にもとづいて判決するという義務を負っていますが、審理において、尋問のために介入し、必要があれば、争点となっている法律上の論点を修正することもあります。しかし、事実認定のための証拠を提示し、あるいは示唆することはできません。まれに、裁判官が自らの職権で証拠調べを企てることもありますが、このような判決は上級審によって覆されてきました。

二当事者対審制度におけるもう一つの重要な特徴は、当事者の主張は、法廷において、口頭で行われるということです。現代では、代理人は、とくに民事訴訟において、事前に書面を提出することが求められています。たとえば、陳述書、各当事者の主張の概要(骨子)、証人供述書、鑑定書といったものです。しかし、すべての手続きは、通常は、公開の法廷で行われる口頭弁論でなされます。代理人は、本案についての弁論を開始し、説明し、証人に尋問し、さらに相手方証人の証言に対して異議をとねえます(これらの手続きは、主尋問および反対尋問といわれます)。前述のように、代理人は、最終弁論にお

いてそれぞれの主張をまとめ、最終的に、裁判所が判決を下すこととなります。

## 法曹倫理

このような二当事者対審制度は、私たちの尊敬すべき先達である増島六一郎<sup>2)</sup>が強い関心を示したものでありますが、代理人に対して、重要であるものの、矛盾するような倫理的責務を課しています。すなわち、代理人は、可能な限り専門家として、かつ、説得的に、依頼人の主張を法廷で確保するという責任を負う一方で、裁判所に対して、訴訟手続きが公正で、かつ法にしたがって行われることを担保する責任をも負っているのです。ミドル・テンブルや他の法曹学院の研修において、どのようにこの重要な二つの責任のバランスをとるかということ、私たちは若い法律家に指導しようと努めています。このことは、効果的な裁判制度の運営にとって、不可欠なものとなっています。

ここからは、二当事者対審制度のもとで活躍する法律家が、こういった問題にどのように対応すべきかについて、ミドル・テンブル法曹会会長としてアドバイスすることにします。

法廷弁論の主要な目的は、依頼人の事案を、その主張や法が認める事実として共感を得られるものとし、また関心を持たれるようにすることです。効果的な法廷弁論というもの、抽象的な文学でも、知的な訓練でもありません。それは、依頼人の運命を決めなければならない法廷での評決を勝ち取るために、弁護人の判断で、正当と思われるすべての法的道具を用いて、集中して努力を傾注するということであります。

「法廷弁護人の最も重要な責務は、法廷に対するものである」ということは、よく耳にし、イングランド及びウェールズの弁護士倫理準則のなかでも強調されているものです。このことの是非はおき、法廷弁護人の責務に対する私の考えは異なります。私は、法廷弁護人の最も重要な責務は、依頼人に対して負っているものだと考えています。二当事者対審制度では、法廷弁護人は依頼人の代理人であり、擁護者であり、かつ友人なのです。場合によっては、依頼人の唯一の味方かもしれません。ここでは、その関係性を支配する特別な忠実義務が存在するのです。

もちろん、依頼人の利益を保護し、最大化することが無制限に認められるというわけではありません。時には、依頼人の利益と直接、反するような制約に服する場合があります。法廷弁護人がその国の法を遵守すべきことはいまでもありません。私たちは、裁判所の諸規則と弁護士倫理準則の枠内で任務を遂行しなければならないのです。これ

らのルールは、依頼人の利益追求を一義的とすることに対し、外部的な制約を明白に課すものであります。その制約の事例には、依頼人を驚かせるものもあるでしょう。たとえば、民事訴訟においては、依頼人が保有するすべての関係資料を、それらの守秘義務がない限り、たとえそれが依頼人の主張にとって不利益となり、あるいは反対主張に有利となる場合であっても、開示する絶対的な義務が存在します。いったんその資料の存在を認めたならば、代理人は、自分の手中にあるかどうかを問わず、相手方当事者に開示しなければならないのです。また、先程申し上げましたように、民事訴訟においても、依頼人の主張はすべて、事前に、書面のかたちで準備されていなければなりません。証人陳述書や専門家意見書についても、法廷での審理の前に、両当事者間で交換されている必要があります。依頼人のなかには、これをよく思わない人もいるでしょうが、われわれのルールは、不意打ちによる審理を許していないのです。新たな争点が主張されようとしている場合や、他方にとって不意打ちとなるような証拠が提出されようとしている場合は、それらが法廷に提出される前に、裁判所の許可が必要となるということがあります。その結果、訴訟の遅延となることもあります。刑事訴訟においても、同様に、検察官には、きわめて厳格な開示義務が課されています。たとえば、審理の前に設定されるべき、抗弁に関わる論点を開示することもこれに含まれます。これらの義務に違反すると、重大な結果を惹起することになります。義務違反によって審理の遂行に影響するとともに、場合によっては、代理人自身にも弁護士倫理違反についての調査を招来することもあります。

また、いかなる事実問題についても、裁判所を誤った方向へと導いてはならないという確固たる義務が存在します。法廷弁護人は、法廷において、立証できない陳述を行うことは許されません。不誠実にもとづく論述は、確実な証拠にもとづく場合を除き、これを行うことは認められません。何者かが不誠実に行為したことを、依頼人またはその代理人を通じて主張するだけでは、不十分なのです。

法廷弁護人は、事件を担当する裁判官に対し、これから主張する論点を判断するのに関連する法律問題のすべてについて、それがその主張を支持するか否かにかかわらず、当該担当裁判官が認識していることを確実にする義務を負っています。また、本人訴訟の相手方の法廷弁護人である場合もまた、担当の裁判官に対し、本人当事者にとって有用でありうるすべての法的主張について、十分に情報が提供されていることを確保する義務を負っています。繰り返しになりますが、われわれ法廷弁護人は、相手方に対して、ある主張が法廷においてどのように論じられていくか、それがこの後に法廷に提示される過程に、どのようにして重要な影響を与える可能性があるかを認識させるという義務

を、最低限の礼讓として負っているのです。この義務は、通常は、主張の骨子（概要書）に記載することによって果たされますが、必ずしも十分であるとは限りません。

## 法廷弁護人の準備——依頼人と独立性

しかしながら、私の経験では、以上述べたような法廷弁護人としての重要な義務は、全力を尽くして依頼人の主張を展開する際の妨げになることはありません。これこそが、この講演の残りの時間で強調したいことです。法廷を映画館や劇場であると想像してみてください。そこでは、弁護人が公開の場で自身の主張を展開し、実際に演技するものとなります。ここで皆さんを舞台裏に案内し、二当事者対審制度において、法律家がどのような準備をしているのかということについて、実際に即してお話しましょう。二当事者対審制度において法を実践するというのは、いったいどのようなものなのでしょうか？

世界のどこであれ、法律実務に携わる法律家の第一の任務は、依頼人をよく知り、きちんと向き合うことでしょう。依頼人は、法律家が提供するサービスの受け手であると同時に、法律家への指示が発せられる源になるものでもあります。たいてい依頼人は、不安や心配な気持ちでいっぱいでしょう。時には、依頼人の自由が危機に瀕している場合もあるでしょう。依頼人が大企業であろうと、抑圧されている個人であろうと、依頼人を代理するということは、きわめて属人的な役務を提供することであります。

最初の段階では、この事案における問題点について、依頼人が理解できる言葉で説明することが重要になります。しかし、それは常に容易であるとは限りません。依頼人に対する助言は、できるだけ簡素にかつ直截的なものにしておく必要があります。偉大な物理学者であるアルバート・アインシュタインがいつも「できるだけシンプルに！」と言っていたのは有名な話です。依頼人の抱える法的な問題がいかに複雑であるかを分析し、依頼人に説明することは、法律家が対処すべき知的課題の一つであります。私たちにとって、とりわけロースクールを修了したばかりのような場合、依頼人が法律事務所に持ち込んだ複雑な法律上の問題に刺激され、関心を持つようになりがちです。問題の核心に触れ、かつ、実際面で、依頼人の生活にどのように影響を与えることになるかを依頼人が理解できるようにするという必要を、われわれは容易に見失うことになるのです。私見では、われわれ法律家は、このような仕事のための十分な訓練を、一貫して受けているわけではない、と思います。法学教育の場から得た教訓の一つは、複雑な事案

における問題点を、ツイッターのように140字以内で記述するにはどうしたらいいか、を考えることです。

次に、法律家は、自身の個人的見解や、依頼人の願望を超えて判断できるよう、常に独立・公平でなければなりません。信頼できる法律家というのは、一つの事案を多面的に捉えることができます。そのような法律家は、依頼人の立場について、有利な点だけでなく、不利な点も進んで探るものです。法律家はまた、どんな問題に対しても率直で、こだわりのない態度を取らなければなりません。依頼人の言い分に耳を傾けること、すなわち依頼人の関心や心配がどこにあるかを理解し、この訴訟手続きから何が得られるか——完全なる勝利か、和解で妥協するのか、名誉ある撤退をするのか——を知ることは、きわめて重要なのです。

依頼人のなかには、訴訟が裁判所に提起されたときにはすでに、弁護人が証人申請すべきかどうかを含め、当該事案がどのように進められるかについての考えを固めてしまう者もいます。コモン・ローの制度では、主張がどのように法廷に提出されるかを決めるのは、裁判官ではありません。大陸法では、証人尋問について裁判官が決定するのと異なっています。コモン・ローの制度では、弁護人が審理の遂行について、相当程度コントロールを及ぼすことができ、また依頼人のほうもコントロールしようと試みることがあります。しかし、たいていの依頼人には、法廷で、どのようなことがなされるのか、とりわけ反対尋問——相手方の証人に対して質問する手続き——については、漠然としか考えていません。彼らは、テレビの見過ぎで、証人席で自白や主張の破綻を見たいだけなのです。現実には、専門法曹であれば理解しているように、いろいろな問題があって、テレビドラマとはまったく異なったものになるのです。これらの問題は、口頭弁論の終結が近づく前に、公開の法廷で提示され、依頼人とともに法律専門家の観点から吟味することになります。このことは、法曹資格を取得したばかりの弁護人が、審理の直前に、法廷で依頼人と出会う、あるいは刑務所の独房で面会するのが始めてという場合であっても、妥当します。依頼人と適切な関係を築き、法廷で何が起こり、何が起こらないか、依頼人は何を望んでいるのかについてお互いに明確に理解していれば、それに基づいて弁護活動をしていくことができます。

弁護人が法廷と依頼人のそれぞれに対する任務を引き受ける、という状況のもとで法律実務を遂行することは、法律家に相当の負担を課すことになります。入念に準備することが欠かせないのはもちろんのこと、それを他人任せにすることもできません。依頼人は、弁護人が事案の背景を知悉していることを期待し、また、裁判所からの問題提起にそなえて、弁護人が調査しているものと期待しているでしょう。その一方で、弁護人

は、経験を積むにしたがって、どのようにチームで業務を遂行するか、あるいは、しばしば深夜に及ぶ単独の業務とするかといった問題のほうが重要である、ということを知らなければならないのです。あなたが法廷弁護人としてどのような経験をしたかにかかわらず、依頼人からの高い期待にきちんと応えなければなりません。先週の控訴審で大きな成果を得たからといって、今日の陪審に対する陳述の準備不足を埋め合わせることはならないのです。われわれ法廷弁護人は、この法廷において、もっとも知恵にあふれ、かつ十分に情報が提供されているとの印象を与えようとしている裁判官の面前に出頭しているのです。それが当然だという場合もあるでしょう。しかし、われわれの仕事とはそういうものであって、自らの能力の限りを尽くして、当該事案をコントロールし続けなければならないのです。

ある事案に関わる事実問題と法律問題を十分に理解したら、次は、どのようなかたちで法廷に提示するかを注意深く検討する必要があります。これは、同時に行うものではなく、別々のプロセスです。すなわち、事例分析は、情報収集と法情報調査の次に行うべきものであって、別々の段階に属します。こういった注意深い分析があってはじめて、あなたの主張を支持する最も適切な論点を選択することができ、人証と書証をどのような順番で提出すれば、その論証が可能となるかが分かります。同じくらいに重要なのは、あなたの主張に反するような、難しい論点をどのように扱うかを検討しておくことです。信頼できる法律家は、どの程度の細かさが求められるかを問わず、難しい論点をどのように扱うかを考えておくものです。根拠のない楽観は禍を招いてしまうからです。

法廷における弁護人の任務は、法廷構成メンバーすなわち裁判官または陪審員の関心あるいは共感をもたらすことです。すでに述べたように、二当事者対審制度においては、弁護人はなんでもやらなければなりません。裁判所があなたのために何かする、などということはありません。あなたの主張はいったいどういうものか、ということが語られるのを求めているだけです。したがって、あなたの陳述は関心を惹くものとしてなされなければならない、そうしてはじめて、たとえあなたが難しい事実問題や法律問題に苦しんでいるとしても、法廷はあなたの側の立場を理解することができるのです。

弁論の組み立ては、明確かつ簡潔でなければなりません。誰もが理解できるように、陳述は簡潔なかたちで語られなければなりません。あなたの主張が判決理由中に適切に取り入れられようとするならば、あなたの準備書面には、裁判官が判決で引用したくなるような文体を用いる必要があります。弁護人はしたがって、裁判官がどのように法を解釈し、記述したかを理解するためだけでなく、かれらの方法論、すなわち問題に対す



る思考様式と表現方法に準拠するためにも、裁判官が判決文を設計し、論証していくやり方を研究しなければならないのです。このことを念頭に、弁護人は判例集を読むべきです。判決文の起案はロースクールではあまり教えていませんが、弁護人はその点について深い理解を得ておくべきなのです。それゆえ、もっとも説得的な準備書面というのは、弁護人が裁判官に書いてもらいたいことの伏線のようなものになるのです。

信頼できる弁論の組み立ては、平易な文言によって裏付けられていなければなりません。証人尋問や裁判所への申立の場合、平易な文言は最強の武器となります。法律実務がコミュニケーションの障害となり、われわれが話し、書くことは、決まり文句や専門用語でまみれていきます。それがわれわれの人生に刻み込まれているのです。したがって、弁護人は、あたかも法廷の外にいるかのように、できるだけ自然に、裁判官や陪審員に対して弁論を行うよう努力しなければならないのです。

弁論を効果的に行うには、俳優の演技や楽器演奏の場合のように、聴衆との適切な接触をいかに保てるかにかかっています。俳優や演奏者と同様、ほんのわずかのメモをリマインダーや案内図のように用いて、できるかぎりこちらの主張の多くを記憶にとどめておくようにしなければなりません。そうしておいて、弁論の時間のすべてを、われわれの目を聴衆に注ぐことに使うことができるのです。メモを手書きで付しておけば、その効能は明らかです。これに対し、ノートパソコンの画面を読み上げるだけというのは、話し手と聞き手のコミュニケーションをすべて破壊することになります。それゆえ、弁論のときには、できるだけ少ないメモだけを保持しているべきです。それでも、メモを読むことだけに汲々としている弁護人は、法廷とのアイ・コンタクトを失うことになります。この「アイ・コンタクト」は重要です。それによって、口調が早いのか遅いのか、興味があるのかつまらないのか、どのような点に注意すべきか、といったことを認識することが必要となるからです。弁護人は、とくに、証人とのアイ・コンタクトを決して外すべきではありません。

視覚に訴える資料があれば、それが有用である限り、弁論を活性化させることができます。地図、設計図、模型や図表などは、主張を明確にする一助になり、また、切れ目のない話の退屈さを解消することにもなります。これらの視覚に訴える資料に証人の注意が向けられ、より生き生きと論争がなされることを可能にします。

関係のないことや繰り返しは、避けなければなりません。重要なのは、必要最小限ということだけです。反対尋問における繰り返しは、通常、証人に有利になり、弁護人自身の助けになることはめったにありません。証人から有利な証言を得ようとする弁護人は、後の答えが違ってくるかもしれないなどとは認識しないで、繰り返し、質問する誘

惑にかられます。準備書面における繰り返しは、裁判官を苛立たせるだけです。概して、論点に関心を惹く文言で提示されているかぎり、公開法廷の弁論に依拠して、要点を理解することが可能となります。要点を「外した」弁論は避けるべきです。もちろん、最終的には、裁判所が、形成された争点について、その当否を判断することになります。弁護士もまた、自分の判断をなすべきです。追加的主張として、依頼人からの要請によって投げかけられ、要点を外した弁論は、せつかくの正当な主張の価値をも減少させてしまいます。

法廷における弁護人の弁論の調子や立ち居振る舞いは、思っていたよりも大事なことです。穏やかな調子の弁論で流暢に話すことは、誇張された言葉遣いをするよりも、説得的かつ関心を惹くものとなります。シェークスピアの『ハムレット』劇中で、ハムレットが俳優の集団に話しかけるシーンが出てきます。それは、デンマーク国王夫妻の御前で披露することを依頼した演目を、どのように演ずるかについて助言したものです。ハムレットが俳優達に与えた助言は、実際にはシェークスピアがすべての俳優に向かって与えた忠言でもあった、と違って間違いないでしょう。「誇張も不自然なこともなし。自然で、穏やかな調子で、自分の思うとおりに演じてみたまえ」。これが書かれてから400年の後、法廷でどのように弁論を行うかに関する、法廷弁護士への最良の助言の一つとなっているのも当然でしょう。われわれは、法廷弁護士が裁判所、証人および相手方当事者に対して、継続して礼儀正しくあることを期待しているのです。相手方の弁論を静聴することは、自ら話すことと同じくらい重要なのです。

弁護人の外見や法廷での立ち居振る舞いは、とりわけ陪審員裁判において、依頼人についての法廷の心証に影響するおそれがある、というのは事実であります。そして、時間とともに、その法律家の専門職としての名声に影響を及ぼしていくことは確かであります。要点を外す、礼を失する、不寛容、策略、証拠や事実認定についての誤解等々は、信用の失墜につながります。法曹会構成員についていわれる最悪の事態は、「保護観察が必要」ということでもあります。古めかしい表現ですが、本当の意味が込められています。われわれは、尊敬されるべき専門家としての名声を維持するために戦っています。それはまた古めかしい表現ではありますが、依然として意義のあることでもあります。

最後に、自信という問題についてお話しします。経験を積んだ法廷弁護人のどなたかが、将来、あなたに教えるように、弁護士というのはストレスがかかる職業でもあります。もしあなたが、担当する事案について十分に準備していたのであれば、法廷に呼び出される時期がすでに到来している、ということになります。それはまた、神経を使う仕事でもあります。しかし、どのような心配事があるとしても、それらは抑制される必要

があります。自信にあふれた外見は、本当の自信を作り出すものです。あなたがすでに整備された道を進んでいるように見えるならば、まさに自分が行っていることだと分かるでしょう。あなたは、ある弁護人が法廷で、明快かつ落ち着いたふるまいをしているのを目撃し、それが関心を引きつけてやまない表現で、当該事案の要点をすべて網羅していたとしましょう。あなたは、その弁護人のふるまいの大部分が、実は恐怖心から出ていることを認めることができるでしょう。

## おわりに

二当事者対審制度における弁護人として実務を行うことの満足感は、あなたの仕事の結果について大きな影響をもたらす可能性があることと認識していることに由来しています。あなたは、裁判所が運営する手続きに対する傍観者でも、物言わぬ証人でもありません。裁判所の許可を得て、その法廷の構成員として参加しているのです。あなたは、依頼人の利益のためだけに仕事をしているではありません。あなたは、依頼人の主張について準備し、法廷に提示される過程のすべてに責任を負っています。あなたの権限において、依頼人にとって最良の結果を達成するためにすべてのことを行う義務というのは、裁判所に助力し、裁判所の判断を誤らせないようにする義務、そして公正な裁判過程に貢献する義務という、倫理上、等しく重要な義務との兼ね合いであります。法律家というのは、たんに依頼人が金で雇った代言人（mouthpiece）にすぎない、というわけではありません。むしろ、裁判の適正な運営に資すべき職能集団の構成員でもあるのです。この依頼人と裁判運営に対する義務はときには競合することもあります。この二つの義務を正しく調和させるために必要とされるスキルと知識は、ロンドンにある四つの法曹学院（ミドル・テンブル、インナー・テンブル、グレイ、リンカーン）で行われている法曹教育の核心になっているものです。

二当事者対審制度は、真実発見に関心はないけれども、どちらの当事者も真実発見に全く関心のない、対立する二当事者間の、いきすぎたゲームである、という理由で批判されることがあります。私はこの考えに与しません。ゲームにはルールがあり、われわれは、依頼人が好むと好まざるとにかかわらず、それに拘束されます。中立な裁判官で構成される法廷において、大胆にも対立する主張を提出するプロセスに関与することから、通常は、真実なるものが姿を現すことになるはずですが。

注

- 1) Derek Wood and Ronald Bernstein, HANDBOOK OF ARBITRATION PRACTICE, 2<sup>nd</sup> rev. ed., Sweet & Maxwell, 1993.
- 2) 訳者注：英国ミドル・テンブルで学び、中央大学の前身である『英吉利法律学校』を創立したメンバーの1人である。